

令和7年度 教員支援員採用選考（公募）案内

応募受付期間	令和7年7月24日（木）～令和7年7月31日（木） ※詳細は「応募・選考方法」に記載しています。
勤務条件等	
職の位置づけ	○ 地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	○ 令和7年9月1日～令和8年3月31日 ※当職に在職する者を対象した次の年度（任用期間）の職の採用選考に、4回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保証するものではありません。
条件付採用	○ 採用はすべて条件付きのものとし、採用後1か月間（採用後1か月の勤務が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
職務内容	○ 教員の事務的・作業的業務の補助（授業準備（教材、物品等） 学習プリント等の印刷、教室環境の整備（掲示物等）等）
勤務場所	○ 区立中学校 ※ 敷地内は禁煙です。
報酬額 諸手当 （相当額）	○ 月額 131,847円 ○ 期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額、超過勤務手当相当額
勤務時間等	○ 勤務日数・時間 週4日・1日6時間（週24時間） ○ 勤務時間は所定の勤務パターンの中から学校ごとに決定します。休憩時間（60分） ○ 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。
休日	○ 原則、土曜日・日曜日に加えて月曜日から金曜日までの間で固定された曜日が週休日となります（週3日）。 ※ 学校行事により、出勤する場合あり。 ○ 以上の週休日に加え、以下が休日となります。 ①国民の祝日に関する法律に規定する休日 ②年末年始の休日 （12月29日から1月3日までの間。ただし①を除く。） ③国の行事が行われる日で規則で定める日。
社会保険	○ 公立学校共済組合（短期給付（健康保険等））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
公務災害	○ 区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働災害補償保険のいずれかが適用されます。
休暇	○ 年次有給休暇や夏期休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※ 各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第41号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第38号）によります。
服務	○ 地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ○ 営利企業への従事等の制限対象からは除外されており、兼業することができます。

応募・選考方法	
受験資格	地方公務員法の欠格事由（次頁のとおり）に該当しない方
採用予定人数	1名
選考方法	採用選考は、以下のとおり筆記（作文）及び面接により行い、その結果を総合的に判定し、可否を決定します。 ① 筆記（作文） 【課題】 「教員支援員に応募した理由を述べなさい。」 ※所定の様式にて300～400字以内 ※申込書と一緒に提出 ② 面接 令和7年8月上旬～8月中旬の指定された日 【場所】大田区教育委員会事務局（予定） ※面接日時等は、書類選考後、面接実施通知書を申込書に記載の住所に郵送し、お知らせします。
判定基準	次頁のとおり。
提出書類	① 申込書 ・大田区教育委員会指導課学校支援担当で配布します。 - また、区ホームページからもダウンロードできます。 ・記入にあたっては、申込書裏面の「記入上の注意」をよく読んでください。 ・申込書には必要事項を記入し、写真を貼ってください。 （写真の裏に必ず記名をしてください） ② 作文 ・様式については、申込書と同様の方法により配布を行います。 ・課題は「教員支援員に応募した理由を述べなさい。」とし、300～400字以内で記述してください。 ※ 提出された書類は返却いたしません。予めご了承ください。 ※ 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
提出期限	上記①、②を令和7年7月31日（木）までに下記申込先へ持参または郵送してください。 ※郵送の場合は、提出期限日内の消印が有効です。 ※持参の場合は、下記申込先に提出期限の17時15分までに提出してください。受付は土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。 ※封筒の表面に「教員支援員受験申込」と朱書きし、簡易書留により郵送してください。 簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。
書類選考結果及び面接実施通知書の送付	令和7年8月上旬までに郵送にて通知します。
面接選考結果通知	令和7年8月中旬までに郵送にて通知します。 ※合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
申込先	〒144-8623 大田区蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア5階 大田区教育委員会 指導課学校支援担当 電話 03-5744-1424 Fax 03-5744-1665

※日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき、国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

判定基準	
筆記（作文）	
問題意識	職務にあたる視点で状況認識ができているか。問題意識に幅広さや深さが感じられるか。 志望理由から教員への事務作業の補助業務への熱意が感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かであるか。
職務への理解	職務を進めるうえで、教員支援員としての立場や役割を理解できているか。
面接	
知識・技能	教員の事務作業を補助するにあたり、必要な能力水準に達しているか。
対応力（理解力）	臨機応変な対応ができるか。 質問の趣旨を理解しているか。 わかりやすく簡潔に答えているか。
積極性（責任感）	教員支援員の職務の目標と責任を理解しているか。 業務改善に取り組む意欲と姿勢がうかがわれるか。 粘り強く目標達成に向けた行動をとることができるか。
協調性（適応性）	学校において教員との関係を留意し、協調して業務にあたれるか。 相手の意見を尊重しながら、自分の考えを適切に伝えることができるか。 傾聴の姿勢は適切か。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。 自己啓発に努め、新たな知識を習得し職務に活かしていく意欲があるか。

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破棄することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。